

は統計がとられず含まれていない、避難を継続している人々はもっとずっと多い）。2万4千人という避難者の数を想像できるでしょうか。2万4千人は愛知県の大口町の人口とほぼ同じです。また、帰還困難区域は約309km²。これは山手線の内側5個分の広さであり、名古屋市の面積はこれよりやや広い326km²です。同じ広さの国土に人が住めなくなつたことの意味を考えたことがあるでしょうか。藤川弁護士は、北村栄弁護団長が常に大切さを唱えている被害の「想像力」を法廷の人々に喚起しました。

私たちの主張における総論の位置づけは、単なる背景事情ではなく、原子炉等規制法等の法令を理解する基礎となるものです。原発事故の被害を踏まえるなら、もはや事故前と同じような司法判断は許されません。その責務を司法が果たさず、本件原発で事故が起これば、裁判官も私たちも責任の一端を背負うことになると、藤川弁護士はこの裁判に取り組む覚悟を述べました。

＜争点2：司法判断枠組み＞

中野弁護士はいつものよく通る声で、原発訴訟において求められる司法判断のあり方を陳述しました。

原子炉等規制法で原発の許認可について定めた条文で「災害の防止上支障がない」ことが求められています。「災害の防止上支障がない」とは、「安全が確保されている」ということ。では安全とは何か。原発でいえば、原発事故の影響を受ける潜在的被害者にとって、原発に内在する膨大なリスクが受容せざるを得ないといえる限度にまで低減されていることを安全と考えるべきです。社会通念ではなく、「潜在的被害者にとって」というところが重要です。多数者の利益のために、自らが引き受けられないリスクについて、「社会通念」の名のもとに犠牲を強いるのは、日本国憲法13条前段の理念に反します。

この安全の確保については、原子力基本法2条において、確立された国際的な基準を踏まえると明記されています。原発事故の被害は、そのリスクを受け入れていない外国にまで及ぶのですから、曖昧不明確な社会通念などではなく、確立された国際的な基準を踏まえなければならないのは当然のことです。

そして、確立された国際的な基準を踏まえるとは、深層防護※の考え方を適用することです。万が一にも事故を起こしてはいけない原発においては、連続した5つの防護レベルがあり、その各防護レベルが独立して有効に機能していなければ安全とはいえないません。

ここで、科学の不定性（科学には不確かなこと、曖昧なことが多くある）を踏まえて万が一にも事故を起こさ

ない防護対策になっているかどうかが問題です。安全か危険か不明確な領域の規制には、本当は安全なのに危険と誤判断して規制する「慌て者の過誤」と、本当は危険なのに安全と誤判断して規制しない「うっかり者の過誤」のどちらかが必ず起ります。原発の場合は、

「うっかり者の過誤」だけは避けなければならなりません。中野弁護士は、「疑わしきは安全のために」規制が行われているか、十分な保守性が見込まれているかどうかを司法が厳格にチェックするよう求めました。

※深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標をもったいくつかの障壁（防護レベル）を用意し、あるレベルの防護に失敗しても次のレベルで防護するという考え方。ここで重要なのは、各々の障壁が独立して有効に機能すること。その前段に存在する防護レベルの対策を前提とせず（前段否定）、また、その後段に存在する防護レベルの対策にも期待しない（後段否定）、独立した安全対策がそれぞれの防護レベルで達成される必要がある。前の防護レベルがしっかりしているはずだから多少手を抜いてもいいとか、後の防護レベルがあるから、ここは破られてもいいなどという考え方は許されない。

IAEA（国際原子力機関）による原発の深層防護	
レベル1：原発に異常を発生させないこと	
レベル2：異常が発生しても事故に拡大させないこと	
レベル3：事故が発生しても、放射性物質が外部に放出する事態に発展させないこと	
レベル4：放射性物質が外部に放出する事態となつても、異常な放出に発展させないこと	
レベル5：異常な放出に発展しても、公衆に対する放射線被害を回避すること	

（司法判断枠組みについては5ページでも説明）

今後の口頭弁論の予定は下の通りです。

いずれも名古屋高裁2号法廷。

＜第2回口頭弁論＞	＜第3回口頭弁論＞
2026年2月27日（金）	2026年6月3日（水）
高浜事件 14:00～15:00	高浜事件 14:00～15:00
美浜事件 15:30～16:30	美浜事件 15:30～16:30

このほかに、裁判所と代理人により非公開で行われる進行協議が、2月6日、2月20日に予定されています（一般傍聴はできません）。2月6日は控訴人側が控訴理由書のプレゼンを行う予定です。



【報告】11/16 美浜原発3号機延長認可の日
老朽原発は廃炉に！アクション

11月16日は、2016年に美浜原発3号機が延長認可された日です。40年廃炉訴訟市民の会では、毎年この日（か前後）に何かしらのアクションを行ってきました。今年は日曜日ということで、お昼の



時間帯に金山駅北口でマイクアピールやスタンディング、ちらしまきをしました。

第5回の間はほとんど停止していたのに！

中性子照射脆化の進み具合を監視するために、原子炉容器と同じ鋼材の監視試験片を炉内に入れておき、10年おきくらいに取り出してもろさの具合を調べます。その結果と予測式などを使って、今後、運転を続けると原子炉容器がどのくらいもろくなるかを予測評価する決まりになっています（PTS評価）。地震による配管破断などで原子炉容器に冷却水が届かなくなつた場合に緊急炉心冷却装置（ECCS）が作動し、原子炉容器が冷却水で一気に冷やされ収縮した時に、外面との温度差で強い引っ張り応力がかかります。この時に内面にひび割れがあると、ひびを広げようとする力を受けて、原子炉容器がもろくなつてると脆性破壊を招いてしまうからです。

40年廃炉訴訟が控訴審を始めるに当たって、決意を新たにするために海渡雄一弁護士を招いて講演をしていただきました。題して「3.11後の原発訴訟の現状と展望 災害列島の原発に迫る第二の破局を私たちは止められるか？」。講演後、弁護団の北村団長、藤川事務局長も加わり、パネルディスカッションで控訴審の取り組みについて意見交換しました。

海渡弁護士が冒頭、写真で東電福島原発事故の被害の甚大さ、帰還困難区域の深刻な実情を見せてくれました。

東海第二原発運転差し止め訴訟（水戸地裁）の勝因は、原発が他の科学技術とは異なる本質的な危険性があることを裁判官に認識させたことだったと、海渡弁護士は分析しました。「原発の事故は、高度な科学技術力をもって複数の対策を成功させかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して、最悪の場合には破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる特性がある。」裁判所がこれを認めたところは勝つ！というわけです。

後半のパネルディスカッションでは、当弁護団事務局長の藤川弁護士から、控訴審の争点の絞り込みについてお悩み相談も。海渡弁護士は、もんじゅ訴訟では争点を5つくらいに絞り、繰り返し主張した経験を踏まえてアドバイスしました。

*ホームページに録画、資料を掲載

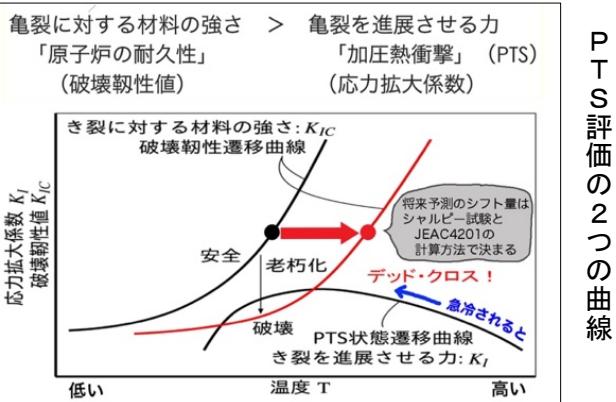
【説明】控訴理由書のポイント解説 前号からの続き
中性子照射脆化、司法審査のあり方

控訴理由書（5）中性子照射脆化について

〈中性子照射脆化とその評価〉

原発の心臓部である核燃料を入れた鋼鉄製の原子炉容器は、長年、中性子を浴び続けて鋼鉄がもろくなります。これを中性子照射脆化（ちゅうせいしゃくせい）と言います。原子炉容器は取り替えができません。

原子炉容器の鋼鉄は、高い温度では延びて壊れ、低い温度ではねばり強さを失い、もろくなつて割れて壊れます。その境界の温度を脆性遷移温度（ぜいせいせんいおんど）といいます。脆性遷移温度は、脆化が進むと上昇します。高浜1号機の原子炉容器は、40年運転時点（第4回監視試験）で99°Cと全国の原発の中で最も高い数値でしたが、2023年に関電が提出した第5回試験結果では、105°Cとさらに上昇しました。第4回と



上記の図の破壊靭性遷移曲線とPTS状態遷移曲線の交わりがデッドクロス=脆性破壊を意味します。

この脆化の将来予測をする評価手法として、原子力規制委員会は、日本電気協会が作った規格を採用しているのですが、その評価手法には様々な問題があって過小評価となっています。高浜1号機は、この現行の手法でも運転開始60年時点の脆化予測はかなり厳しく、脆性破壊の危険ラインが迫っていますが、保守的（安全側）に適切に評価すると50年目の評価時点（2022年末）でも脆性破壊の域に入っていることを当訴訟で徹底的に明らかにしました。

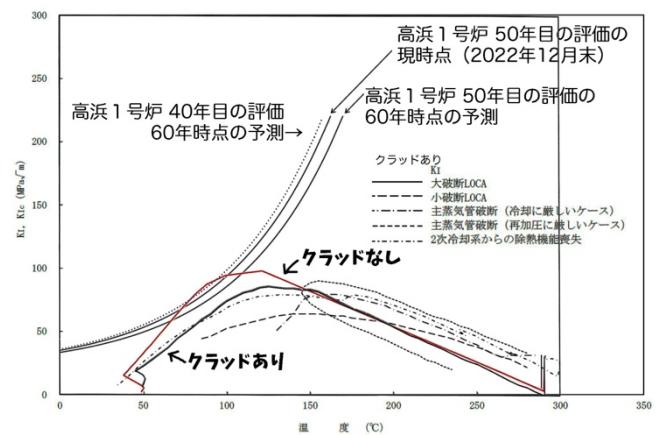


図2.3-4(1/3) 高浜1号機 原子炉容器胴部（炉心領域部）中性子照射脆化に対するPTS評価結果
〔深さ10mmの想定亀裂を用いた評価〕

まったく余裕がない高浜1号機のPTS評価
本来あるべきクラッドなし評価ではデッドクロスに

しかし、裁判官は被告の主張に依拠して評価手法は不合理ではないとしました。

〈破壊靱性遷移曲線の問題〉

①破壊靱性値のデータが少なすぎる

高浜1、2号機と美浜3号機の原子炉容器内に装荷された監視試験片のカプセルは8体で、1カプセル当たりシャルピー試験片44体、破壊靱性試験片4体、引張り試験片4体が入っています。脆化予測に使うのはシャルピー試験片と破壊靱性試験片です。シャルピー試験は、振り子を振り下ろして試験片を割り、その吸収エネルギーを測定する簡易な方法で、機械で引っ張って材料の粘り強さを計測する破壊靱性試験の方が正確に測定できるのですが、破壊靱性試験片は大きいため、カプセルに少ししか入っていません。しかも、破壊靱性試験値には倍・半分の値が出るようなばらつきがあるので、少ない試験片数では脆化の適切な把握は困難です。

もともと1回の試験あたり4体しかない破壊靱性試験片ですが、低温から高温の4段階の温度で試験をして、高温では延性破壊してデータがとれないため、とれるデータは1回あたり2、3個。40年目の評価までの4回の試験全て合わせても高浜1号機が9個、同2号機が10個、美浜原発3号機が12個と極めて少ないので。しかも、関電の破壊靱性試験片は一つのカプセルの中に、母材か溶接金属かどちらか1種類しか入っておらず（他の原発では両方入っています）、1回の試験でどちらかのデータしか得られていないです。高浜1号機で見ると、4回の試験のデータ9つのうち、母材は5個、溶接金属は4個です。このように少ないデータで脆化を適切に捉えることができるでしょうか。それに、4回目の試験（40年目の評価）で溶接金属しか試験していないので、肝心の母材の脆化は把握できません。シャルピー試験片は母材と溶接金属を両方入れており、それぞれの脆化を別々に評価していることから、両方を把握する必要性は明らかで、過去のデータを全部使っているから問題ないという被告の主張を容認してしまった判決は不当です。控訴理由書では、破壊靱性試験片の少なさを他の原発と比べて主張しました。

②将来予測のシフト量不足

破壊靱性値のデータが少なすぎるため、現行の評価では、代替的な手法として、比較的多く入っているシャルピー試験片のデータから求めた関連温度の移行量（もろさの進行量）を、破壊靱性温度移行量と同じと仮定して、破壊靱性遷移曲線をシフトするという手法をとっています。（*関連温度は、脆性遷移温度のこと。）

この関連温度移行量＝破壊靱性温度移行量という「等価の仮定」が成り立っていない、関連温度移行量より破壊靱性温度移行量のほうが大きい傾向があることを、論文や米NRCのデータをもとに、原告側は主張

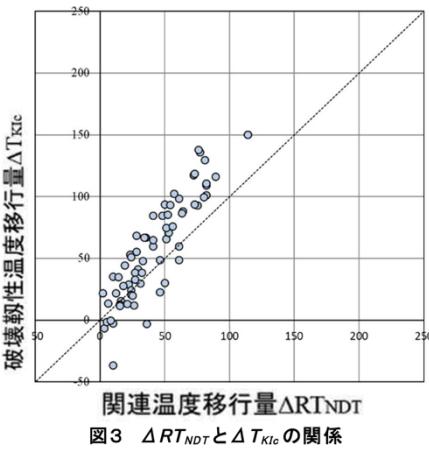


図3 ΔRT_{NDT} と ΔT_{Kic} の関係

してきました。破壊靱性温度移行量のほうが大きいということは、関連温度移行量で破壊靱性遷移曲線をシフトさせると過小評価になってしまうのです。2023年7月に原子力規制庁が公表した実機のデータによりこれが裏付けられ、1審の証

人尋問の主要な論点の一つになりました。（デンジャラスくん通信2024年4月12日№28参照。上図が実機のデータ。）

判決は、「等価ではなく破壊靱性温度移行量の方が大きいことをうかがわせる資料が一定程度認められるものの、等価であることを否定できるほどの専門的な知見があるということはできない」としました。原告側が専門的な知見に基づき立証した一方で、被告側の証人は、そのデータにつき判断を避けました。そのような時、「疑わしきは安全のために」、つまり保守的な（安全側の）知見、危険を警告する知見を考慮すべきです。

控訴理由書では、判決の誤りを指摘するとともに、今年5月28日に原子力規制庁が提出した前述の実機データについての検討資料のその3に記載されている、アメリカの議論では破壊靱性温度移行量のほうが大きいと認める見込みであることなどの海外の知見を指摘。最新の科学的知見を踏まえれば、等価の仮定に問題がないことを被控訴人（被告・国）は立証できていないと主張しました。

このほか、規制委員会が定めた運転期間延長認可の運用ガイドでは、「照射脆化の将来予測を保守的に行うことができる方法による評価」を求めているのに、評価手法に保守性といえる要素がないこと、脆化予測をする際の計算式の一部に理論的な誤りがあること、規制委員会が監視試験結果の原データを確認していなかったこと、関電の破壊靱性試験片が規格に定められたものではないこと（今は原発では使われていないWOL試験片。破壊靱性値を正しく測定できない問題がある）も主張しています。

クラッド
いいとこどり問題

〈PTS状態遷移曲線の問題〉

現行の評価の規格には、PTS評価においてクラッド（原子炉容器の内面に肉盛溶接されているステンレス製の内張り）の記述はなく、原子炉容器の内面に表面き裂があると想定して評価することになっています。争点となっているのが、「クラッドのありなし問題」。クラッドは断熱材の役割をするので、熱伝導解析でクラッドを考慮するとPTSが小さくなります。一方、ス

テンレス（クラッド）は炭素鋼（原子炉容器の母材）よりも冷やされた時に縮みやすいので、応力は大きくなります。PTSは大きくなります。

原告側は、規格にクラッドの記載がない以上、クラッドを考慮せず、表面に亀裂があると想定して評価すべきと主張しています。

関電の評価は、クラッドの影響のいいと取りをして、熱伝導解析ではクラッドを考慮してPTSを小さくし、応力解析ではクラッドを考慮していません（PTSが大きくならない）。その根拠として、30年以上前に行われた国プロ「PTS調査報告書」（1992年）でそうなっているからと言いますが、この時の実験はクラッドなしの試験体で行われました。クラッドのない実験だったことは、被告側証人も認めています。それに、この報告書にはクラッドという文言は全く出てきません。

【判決への反論】

判決：PTS報告書でそうなっているし、高経年化技術評価の電事連の回答においてクラッドを前提とした検討が問題視された様子はない。それに、規格を作った日本電気協会がクラッドの考慮を禁止していないと回答している。現にクラッドが存在するのだから、熱伝導解析でクラッドを考慮することは不合理であるといえない。

反論：規格は2007年版なので、PTS調査報告書より後に発表された1997年のT.Feketeの報告書、2003年のC.Jangの論文を踏まえるべき。これらの文献では、応力解析でクラッドを考慮すると、考慮しない場合に比べて大きくなることを示している。

意見聴取会における回答では、熱伝達率の算出についての回答に終始しているのみ。「意見聴取会における回答」では、応力拡大係数解析のための形状モデルを途中で変更をする（クラッド有り無しを変える）ことの妥当性や保守性に関する検討がされていない。

日本電気協会の回答は訴訟継続中に規制委がはじめて確認したもの。行政処分時のものではない。むしろ、審査段階でクラッドの応力拡大係数に及ぼす影響について、まったく考慮しなかったという審査過程の手抜きあるいは欠落をみずから吐露するもの。

クラッドが現にあったとしても、審査基準である規格では、仮想欠陥として表面き裂の設定がなされている以上は、クラッドを考慮することは許されない。現にクラッドが存在することを熱伝導解析でクラッドを考慮してもよいという根拠とするのであれば、現に存在するクラッドを応力解析で考慮しないのは不合理。だからこそ、一貫してクラッドなしによる解析をしなければならない。

このほか、熱伝達率の計算に使うJackson-Fewster式の問題、規制委員会が関電が設定した熱伝達率の数値を確認していなかった問題についても主張しました。

そして、規制委員会が延長認可にあたり、PTS状態

遷移曲線の解析モデルの途中変更における保守性について検討したか否かについて明らかにするよう求釈を行いました。

控訴理由書(2)争点2 司法判断枠組み

＜前提＞東電福島原発事故の被害と反省を前提としていない。判決は、東電福島原発事故の概要は述べてもわずか1ページで、その被害には全く言及なし。

＜求められる司法判断のあり方＞*2ページからの続き
深層防護の各防護レベルにおいて万全を期しているか否かの判断基準

▶行政訴訟において裁量権の逸脱・濫用が認められる場合の一般論として、

○裁量権行使の前提となる事実の誤認。

○法の目的に反し、あるいは不正な動機（考慮すべきでない事項）に基づいて裁量権を行使（他事考慮を含む）。

○法の一般原則（比例原則、平等原則等）に違反。

○考慮不尽（考慮すべき事項を考慮していない）。

○考慮すべき事項の評価（重み付け）を誤っている。などが挙げられる。

▶考慮すべきでない事項とは、推進の論理に影響された事項（衆議院決議等参照）。

▶考慮すべき事項とは、原発事故の特性を踏まえ、信頼されるデータや知見（支配的見解だけでなく、すべての支持可能な見解）が含まれる。

▶そもそも判断過程が明示されていなければ、考慮事項審査の前提を欠き、不正な動機によって判断がされたと推認する。



＜原判決の不当性＞

●法が予定している原子力規制委員会と現実の同委員会を混同している。現実の原子力規制委員会の姿を直視していない。

判決は、「原規委は、福島第一原発事故を契機として成立した設置法により新たに設置された…行政機関であり、原子力利用における安全の確保に関して高度の専門性を有する中立公正な独立した合議制の機関として、しかも、その任務にふさわしい組織性や権限を有するものとして設置されている。」というが、現実は、裁判所から「火山ガイドが不合理」と指摘されれば火山ガイドを改悪し、「地震ガイドが不合理」と指摘されれば地震ガイドを改悪する。大山の火山影響評価に関しては、事業者（関電）の利益を守るべく、「秘密会議」を設けて原発の稼動を続けられるように取り計らうなどしているのが規制委員会である。

●「疑わしきは安全のために」を採用しない

原告らは、疑わしきは安全のためにという基本方針を採用すべきと主張していたところ、原判決は「原規委に専門技術的裁量があることは明らかであり、裁判所が判断代置型審査を行うことは予定されていないか

ら主張は採用できない」と判示した。一見して意味不明な論理である。判断代置型か判断過程統制型か※という問題と、「疑わしきは安全のために」という基本方針を採用すべきという問題は全く別。裁判官の頭の中では、「判断過程統制=疑わしきはお国のために」になっている。

※

判断代置型審査：対象となる行政処分の法令や事実関係から、処分について裁判官が自ら判断を行い（実体判断）、行政庁の判断がそれとは違っていた場合に違法とする。

判断過程統制型審査：裁判官は自ら実体判断はせず、行政庁の判断の過程に不合理な点がないかを審査する。前述の判断基準参照。

このほか、原判決における具体的審査基準の考え方の誤り（ガイドの文言そのものではなく、審査実務における用いられ方に応じて具体的審査基準になると判示！）、規制委員会に認められる裁量の範囲の誤認、保安規定の無効確認訴訟において明白性を要件とした誤りなども主張しました。

争点4の火山については
次号でご紹介します。

□

【toold40 インタビュー】

自然と人権を守る新人弁護士・福田 凜
東電原発事故の被害の甚大さを伝えたい

愛媛県に生まれた福田凜が京都大学を選んだのは、自由な校風に憧れたから。中学生の時にTVドラマ「リーガルハイ」を見て、法が、あらゆる人に、理不尽な現状と戦う力を与えてくれると知った。その時から、法学部に入ろうと決めた。

高校時代から登山をやっており、大学では「山漬けの日々」を送った。一番大きな出会いは、間伐等を行う林業ボランティアサークルとの出会いだった。週末に幾度となく通った、京都の雲ケ畠集落は、私の第二の故郷だ。

もっとも、大学時代は、「自由な校風」にあてられ迷走し、弁護士になることもやめかけた。なんとか踏ん張れたのは、学友たちのおかげで、法律の勉強の楽しさを知ったことと、在学中の人権問題に取り組む弁護士を、間近に見たことが要因であろう。

これからは、人権問題や環境問題に広く関わりたいと思っている。今は、原発問題の他に、ヘイトスピーチの問題や、気候変動問題に特に関心を持っており、これから弁護士としてできることを考えていきたいと思っている。

〈小学6年の少女が見た原発事故〉

東電原発事故の日、小学6年生だった福田は、卒業式の予行演習をさぼって、家でテレビを見ていた。子



ども心に「大変なことが起った」と分かった。その後、祖母が愛媛県伊方町の出身であったことも影響し、福田は、原発問題に興味を持った。ひとたび原発事故が起れば、そこに住む人たちの生活は根こそぎなくなってしまう。原発はなくすべきだとすぐにわかった。

今年4月、北村栄弁護団長に「裁判に関わらせて欲しい」と申し出たのは、弁護士になってすぐだった。福田は、老朽原発40年廃炉訴訟の控訴審から弁護団に参加することになった。

東電福島第一の事故の反省を踏まえて、原子炉等規制法が大幅に改正された。その趣旨を踏まえるべきだ。司法は、「国が言っているなら、それが正しい」と考えないで欲しい。東電福島第一事故の被害がいかに甚大だったかを振り返り、原発事故を二度と起こしてはならないと、裁判官に訴えていきたい。

□

【報告】若者気候訴訟@名古屋地裁 40年廃炉訴訟弁護団メンバーも活躍

日本各地の10代～20代の若者たちが原告となり、日本のCO2排出量の約3割を占めるJERAなど火力発電事業者10社に対し、1.5°C目標と整合する水準での排出削減（2019年の排出量に比べて2030年に48%、2035年に65%削減）を求める訴訟を、昨年8月、名古屋地裁に提起しました。40年廃炉訴訟弁護団の小島寛司弁護士、中根祐介弁護士、藤川誠二弁護士、渡部貴志弁護士も弁護団に参加しています。

今年4月にこの訴訟の裁判長が交代し、なんと！40年廃炉訴訟1審で、超不当判決を出した民事9部の舛持亮裁判長が、この訴訟の裁判長に！

9月17日に行われた第4回口頭弁論も全国各地から多くの傍聴者がかけつけました。その中には元ハワイ州最高裁判所裁判官のマイケル・ウィルソンさんも。

意見陳述をした原告の安部祐実さんは名古屋市で小学校の教師をしています。炎天下に登下校する生徒が体調を崩すこと、熱中症指数の高いと生徒たちは運動場に出られず、運動会は午前のみになったなどを話しました。

異様だったのは、被告代理人はオンライン出廷であること。被告席には誰もおらず、オンライン画面から「陳述します」との声が聞こえただけ。被告らは、満員の傍聴席の空気を感じられないでしょう。傍聴者たちの目には、被告らが訴訟を軽んじているように映りました。

次回【第5回口頭弁論期日】

2026年1月8日（木）@名古屋地裁

13:15～13:30頃 傍聴整理券配布

13:30～入廷行動

14:30～口頭弁論期日

【報告会】16:00頃～17:30頃（オンライン配信あり）

場所：桜華会館 松の間

□

【お知らせ】2/9 第5回口頭弁論
「地域手当格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟

10月1日に第4回口頭弁論が開かれました。

◆昇給昇格差別

原告・竹内浩史さんは司法修習39期です。最高裁は弁護士任官者についてキャリア裁判官と同等の待遇をすると約束しています。竹内さんの報酬は、任官時には同期と同じ判事5号とされ、2年後に同期と同じ判事4号に昇給、さらに任官後12年目に大分地裁裁判長に就くと同時に判事3号に昇給しましたが、その後は全く昇給していませんでした。

しかし、2024年6月末時点の司法修習39期以上で現職の裁判官は33名。そのうち原告を除く32名は全員が判事1号か2号とみられます。

また、2023年7月1日時点で、裁判官の報酬の等級が、判事1号が128人、判事2号が171人で合計299名です。仮にそのうち32名が39期以上だとしても、残り267名(89.3%)は原告よりも司法修習期が後(40期以降)ということになり、これほど多くの後輩に昇給において追い抜かれていることが、不当な差別ではないと説明するためには、原告の評価が相当低かったことなどを被告が証明する必要があります。

◆地域手当の不当性

被告は地域手当は各地域の物価等が反映された民間給与水準を公務員の給与に反映するために設けたといいますが、2023年の消費者物価指数では、最も物価の高い東京都でも全国平均の1.045倍、東京都と最も物価の低い鹿児島県との比率を見ても1.09倍。東京特別区に20%も設定している地域手当の説明にはなりません。しかも、東京都の物価高を押し上げているのは住居費の高さです。住居費を除けば他県と大きな差はないですし、住居手当が支給されているので、地域手当に物価が考慮されているとは到底いえません。

松田敦子裁判長は、原告に対しては、地域手当制度が違憲無効の場合、差額算定の根拠式を明確にするよう求めました。被告に対しては、地域手当が報酬に当たらないとすれば何なのか、また、原告が3号のまま昇給していない状況が非常に珍しいとなると何か理由があるのか、原告と同じような状況の裁判官がどのくらいいるのか説明するよう求めました。ご注目を！

第5回口頭弁論

2026年2月9日(月) 14:00 名古屋地裁1号法廷
お問い合わせ：

「地域手当格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟
弁護団事務局長 北村 栄
名古屋第一法律事務所
電話〈052〉211-2236(代)
訴訟のサイトは公共訴訟 CALL4 内に→



□

【お知らせ】11.30 原発つづけるための乾式貯蔵 NO !
全国集会@高浜～使用済み核燃料の行き場はない～

40年廃炉訴訟市民の会も名古屋からバスを出して参加します。ぜひご利用ください。

原発つづけるための乾式貯蔵 NO ! 全国集会@高浜

～使用済み核燃料の行き場はない～

とき：2025年11月30日(日)

13:00～14:30 ※集会後デモ(解散16:00)

ところ：高浜町文化会館(大飯郡高浜町立石12-1)

主催：老朽原発うごかすな！実行委員会

TEL 090-1965-7102

今回のバスツアーでは、高浜原発見学はありません

＜名古屋からの貸切バスのご案内＞

定員40名

料金5,000円～6,000円

*参加人数によって料金が変わります。

当日、確定料金を精算させていただきます。

キャンセルは前日17時までにご連絡下さい。

運行は株式会社竹豊バスです。

スケジュール

9:20 集合(名古屋芸術文化センター錦通り沿い)

9:30 名古屋出発

11:00 賤ヶ岳SA 休憩15分(昼食は各自)

12:15 高浜町文化会館到着

13:00 集会参加

14:30 デモ参加

16:10 高浜町出発

16:20 道の駅シーサイド高浜(15分)

19:00 帰着(名古屋芸術文化センター錦通り沿い)



□

【お知らせ】12/7 さよなら原発パレード in ぎふ

前回9月14日のパレードでは、当会の武藤事務局次長が「原発は最大の環境破壊公害事業」と題してスピーチ。日本被団協の長年の闘いにノーベル平和賞が授与された。私たちはまだ14年。日本被団協と同じくらい続ければ、世界は私たちにノーベル平和賞を授与するだろうが、その闘いを子どもたちに背負わせてはならないと強い決意を語りました。

引き続き、一緒にがんばっていきましょう！

第57回さよなら原発パレード in ぎふ

「ふやすな、かくすな 核のゴミ！！」

2025年12月7日(日)

10:30～ 集会 清水緑地公園(JR岐阜駅すぐ南側)

11:00～ パレード(小雨決行)

主催：さよなら原発・ぎふ

(連絡先：伊藤 090-8952-0013)

【ご予定ください！】控訴審第2回は2月27日
関電老朽原発 高浜1,2号機＆美浜3号機
延長認可等取消訴訟控訴審

控訴審第1回は、傍聴席が満席になりました。
次回は2月27日で、まだ寒い時期ですが、ぜひご予定くださいますようお願いいたします。
お知り合いにも広めてください！

関西電力老朽原発 高浜1,2号機＆美浜3号機
延長認可等取消訴訟控訴審
名古屋高裁2号法廷

第2回口頭弁論 2026年2月27日（金）
14:00～15:00 高浜事件
15:30～16:30 美浜事件
終了後、桜華会館・梅の間にて記者会見＆報告集会

第3回口頭弁 2026年6月3日（水）
14:00～15:00 高浜事件
15:30～16:30 美浜事件
終了後、桜華会館・富士桜にて記者会見＆報告集会

【お願い】2025年度会費納入をお願いします！

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2025年度も引き続きご支援をお願いします。会費は2,000円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がございます。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっております。）2024年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

*新しく会員募集リーフレットを作りました。配布してくださる方は市民の会事務局にご連絡ください！

会費・カンパのお振込み先

【郵便振替口座】

口座番号：00810-0-153748

口座名義：40年廃炉訴訟市民の会

（ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

【ゆうちょ口座間、他銀行から】

金融機関コード：9900（ゆうちょ銀行）

店番号：089

当座預金

店名：〇ハ九店（ゼロハチキュウ店）

口座番号：0153748

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

デンジャラスくんNo.34 控訴審



茶畠和也 & 茶畠由理 クリスマス展@名古屋
11/22～25 ZUNOW TUBE Più gusto
11/29～12/1、12/5～7 ギャラリー202

【デンジャラスくん通信 発行責任】

★老朽原発40年廃炉訴訟市民の会★

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18-22

三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL: 080-9495-9414

E-mail: toold40citizens@gmail.com

HP: <http://toold-40-takahama.com/people/>
FB、Instagram、TwitterなどはHPからどうぞ

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会